

今月の視点

医師会が看護職を養成する意義

常任理事 沖中 芳彦

山口県内には医師会立看護職員養成所が8校(看護課程4コース、准看護課程7コース)あるが、近年は少子化や大学志向の影響等により、受験者数・入学者数ともに減少の一途を辿り、校納金の減少等で厳しい運営を強いられている。本年度は特に応募者の減少が著しく、各課程とも大幅な定員割れをきたしている状況である。過去にも看護学校を廃止された郡市があるが、厳しい運営状況からさらに廃止に関する検討を余儀なくされておられる郡市もあるようである。また、養成所の統廃合を考えるべきとの意見も出ている。

県の資料によると、山口県の看護学校等卒業者の県内就業率は65.4%と全国で35番目とのことである。2018年4月現在、県内の看護職員養成所の定員数は、看護師が21施設1,255人(大学・短大3施設215人、統合カリキュラム1施設40人、5年一貫2施設80人、3年課程7施設385人、2年課程8施設535人)、准看護師10施設410人(准看護師学校7施設290人、高校衛生看護科3施設120人)となっている。この中で、医師会立養成所は、看護師3年課程1施設70人、同2年課程3施設140人、准看護師養成所7施設290人である。

看護師としての県内就業者数は、大学卒業者が207人中84人(40.6%)、統合カリキュラム33人中14人(42.4%)、3年課程380人中245人(64.5%)、2年課程311人中199人(64.0%)で、准看護師としての県内就業者数は養成所卒業者184人中177人(96.2%)、高校衛生看護科17人中14人(82.4%)である。医師会立看護専門学校8校(看護課程4コース、准看護課程7コー

ス)に限ると、看護師3年課程卒業生58人中46人(79.3%)、2年課程101人中92人(91.1%)であり、准看護師課程184人中177人(96.2%)とともに、極めて高い県内就業率を誇っている。

2017年に山口県医師会が県内の医療機関並びに各郡市医師会が把握している介護施設・訪問看護ステーション等に行ったアンケート調査(対象の1,204施設中896施設から回答あり。回答率74.4%)で、病院(看護職総数13,048人)では、県内の医師会立看護学校を卒業した准看護師の占める割合は12.0%(1,571人)、同看護師は21.0%(2,735人)、医師会立学校以外の卒業生は67.0%(8,742人)であった。有床診療所(同766人)では、それぞれ35.8%(274人)、16.8%(129人)、47.4%(363人)。無床診療所(同2,373人)では、それぞれ37.5%(890人)、14.2%(337人)、48.3%(1,146人)。訪問看護ステーションや介護施設等(同330人)では、それぞれ30.9%(102人)、16.7%(55人)、52.7%(173人)であり、病院以外の医療機関では、医師会立学校卒業生が半数を占めていた。全体(16,517人)でも、医師会立准看護17.2%(2,837人)、医師会立看護19.7%(3,256人)、医師会立以外63.1%(10,427人)で、4割弱(36.9%)を県内の医師会立学校出身者が占めていた。医師会立看護職員養成所が県内の医療・介護の現場において多大なる貢献をしていることは論を俟たない。

県の資料によると、2016年12月現在の県内の看護職員就業者数は24,200人で2014年(同23,859人)に比し341人増加している。この

間の医師会立養成所の新卒就業者は、2015年に328人、2016年に346人で、合計674人である。

また、2017年度の看護職員の従事状況を把握するために行われた調査（病院146施設中、回収数は131(回収率89.7%)、訪問看護事業所138施設中、回収数は113(回収率81.9%)）において、病院の採用数は1,528人(新卒者632人、既卒者896人)であった。一方、退職者は1,534人で、僅かながら退職者が採用者を上回っている状況であった。訪問看護事業所においては採用が91人(保健師4人を含む)、退職が72人であり、こちらは採用者数が退職者数をやや上回っていた。病院の採用者のうち、新卒者は看護師494人、准看護師118人、保健師1人、助産師19人の計632人である。訪問看護事業所では、採用のうち新卒者は看護師1人のみであった。この年の医師会立養成所卒業者の県内就業者数は、看護師が病院115人、診療所1人で、准看護師は病院150人、診療所24人である。仮に医師会立養成所が看護職員の養成を停止した場合、県内の看護職の就業者は年々減少し、病院であっても看護職の確保が十分にできなくなるであろうことは想像に難くない。

ところで、2016年12月の統計によると、山口県の看護職員数は人口10万対比で1,735.9人であり、全国平均の1,228.7人を上回る、全国10番目の多さとなっている。しかしながら、前述の山口県の看護職員の需給状況に関する調査において、2017年の時点で476人以上の看護職が不足しているという結果が得られている。看護職を募集しても応募がないということからも不足を実感する。

その理由の一つとして、資格を取得していても就業していない「潜在看護職員」の存在が考えられる。2025年に向けて、現状のペースで養成しても全国で看護職が10万～20万人不足すると言われていたが、潜在看護職員数は70万人にのぼると推定されている。この潜在看護職員に何とか就業してもらえるよう、県や看護協会もさまざまな対策を講じておられる。

もう一つの理由として、有料職業紹介事業所の存在が考えられる。毎日のように職員採用依頼の

FAXが届き、多くの看護職が登録されていることが窺える。従来はハローワークを介した募集で職員を採用できることが多かったが、最近は難しくなっている。有料職業紹介事業所を介すると膨大な費用を請求されるため、採用に二の足を踏む原因となっていると思われる。

本年5月21日に開催された都道府県医師会長協議会において、神奈川県から「医療介護人材確保のために有料職業紹介業者へ支払う紹介手数料について」という議題が提出された。「神奈川県医師会の実態調査によると、介護職員の採用に関して、人材紹介会社に依存せざるを得ない実態(全体の64.6%で採用)があり、それに伴い手数料の支払いが増大(高いと感じる施設の割合は82.0%)し、医療機関の経営を圧迫している。人材紹介会社へ支払われる手数料の原資は診療報酬や介護報酬であり、国民の大切な税金や保険料の多くが国民に還元されずに人材紹介会社へ流出している現状は看過できない。」という内容である。これに対し、「日医総研ワーキングペーパーの報告書に記載されている2017年に実施した調査では、回答を得られた医療機関138施設における『紹介手数料が医業収益に占める割合の平均値』は、2014年度に対し2015年度及び2016年度は約1.5倍となっている。同報告書の回答数700施設を超える調査結果では、直近3年間の離職者数のうち紹介業者経由の割合は、看護職員において、半年以内の離職者が17.6%、1年以内の離職者が20.9%であり、早期の離職者に占める紹介業者経由の採用者が高い傾向にあった。さらに日医総研の試算では、直近3年間に採用された全看護職員における採用後の離職率は、半年以内3.0%、1年以内6.1%であるのに対し、紹介業者経由採用者では、半年以内6.6%、1年以内11.3%と高い値を示した。また、厚生労働省『職業紹介事業報告書』における手数料徴収状況の集計結果では、2013年度の医師68億円、看護師(准看護師を含む)71億円に対し、2017年度は、医師165億円、看護師(准看護師を含む)324億円と急増している。日本医師会の要請により、今年度、厚生労働省職業安定局で、職業紹介事業者、利用歴のある病院・介護施設、さらに

有料職業紹介事業所を利用して採用され現在も就業中の人を対象に、大々的な調査を実施することになった」と日医から回答されている。

2018 年 8 月 18・19 日に長崎県島原市で開催された第 49 回中四九地区医師会看護学校協議会で、公益社団法人長崎県看護協会名誉会長の山口ミユキ氏は「地域医療を支える看護教育～看取り一筋、いま卒寿 そして明日を生きる～」と題する特別講演において、次のように述べておられる。「終戦直後に亡国病といわれた肺結核が蔓延していたが、医療、看護ともすべて人手不足であった。これは何とかしなければならないということで、本来はお国の事業であったはずであるが、その事業を医師会が引き受けようとして医師会立看護学校が始まったと聞いているし、見てきた。その中で、本当にいろいろなことがあった。働きながら学ぶ学生とともに過ごしたが、最も困ったのは、その当時、中卒の高校進学は 20 数%で、郡部では 100 人中 1 桁以内の成績でないと医師会立看護学校に入学できなかった。その中で養成してきて、10 年経ち、20 年経った先に、長崎県長崎市に、進学する 2 年課程がほしいという学生生徒、卒業生の要望により、先生方との相談の上、苦肉の策で 2 年課程を立ち上げた。学生たちは本当に真面目で、昼間働いて夜学ぶため、2 年課程が 3 年を要する。」

医師会立看護学校は医師会が必要に迫られて設立したということであるが、現在は当時と比べて状況がかなり異なってきていると思われる。中学生のほとんどが高校に進学し、4 年制大学の看護学部や 3 年制全日制の学校も増えてきたため、これらの学校への進学者が多くなっている。しかし、大学卒業者の県内就業率は低く、地方の大学はまさに都会のための看護師養成所と化しているような状況である。また、大学出身者の診療所への就業率は低い。

看護職不足に対する究極の対策は、自施設で看護職を養成することである。県内では岩国医療センター附属看護学校で養成が行われている。また、下関市の特定医療法人では、3 年課程全日制の看護専門学校を創設し、奨学金の免除規定を設

けて関連の医療施設への看護職の就業を促進しておられる。入学者も 1 学年定員 40 名を充たしている。羨ましい限りであるが、このように医療施設が独自に看護職を養成することは容易にできることではない。地域の医師会員が必要とする看護職を確保するためには、大学や学校法人に期待するよりも、長い歴史があり、これまで県内の医療に多大なる貢献をし、今後も貢献し続ける医師会立看護職員養成所を、どのような形であれ、会員一丸となって守っていかなければならない。

まとめ

1. 医師会立看護職員養成所は入学者の著しい減少により極めて厳しい運営状況にあるが、卒業生の県内就業率は高く、地域の医療に多大なる貢献をしている。
2. 県内で就業する看護職員の 4 割弱を医師会立養成所の出身者が占めている。診療所や訪問介護事業所では約半数を占める。
3. 仮に医師会立養成所が看護職員の養成を停止した場合、県内の就業者が年々減少し、病院であっても看護職の確保が困難になることが予想される。
4. 看護職不足に対する究極の対策は、「自分たちで」看護職を養成することである。県内の医療に多大なる貢献をしている医師会立看護職員養成所を、どのような形であれ、会員一丸となって守っていかなければならない。

<参考資料>

1. 山口県における看護の現状
(山口県健康福祉部 平成 31 年 3 月)
2. 「山口県の医療機関における看護職員の需給状況に関する調査～2017～」
(山口県医師会報 平成 30 年 5 月 第 1893 号)
3. 令和元年度第 1 回都道府県医師会長協議会資料
(令和元年 5 月 21 日)
4. 「第 49 回中四九地区医師会看護学校協議会報告」
(山口県医師会報 平成 30 年 10 月 第 1898 号)